

# 1. ご遺族サポートハンドブックについて

このハンドブックは、身近な方が亡くなられたことに伴い必要となる各種手続きをまとめております。区役所・総合支所での手続きのほか、区役所・総合支所以外での主な手続きについても掲載しております。

## (1) 区役所・総合支所での手続き

ご遺族サポート窓口を利用せずに手続きを行うことも可能です。その場合は、以下の流れで必要な手続きを行っていただくこととなりますので、ご確認ください。

### ① チェックリストで手続きを確認

5～7ページのチェックリストを使い、亡くなられた方について当てはまる項目に✓を付けます。✓が付いた項目の「必要な手続き」名と「参照ページ」を確認し、詳しい手続き内容を確認しましょう。  
※4ページのフローチャートで大まかな手続きを確認することもできます。

亡くなられた方は

該当する質問に✓を付ける

亡くなられた方は	必要な手続き	参照ページ
<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主で、同じ世帯に残る方が2人以上いる	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主の変更	8 A
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードを持っていた	<input type="checkbox"/> カードの返却	8 B
<input type="checkbox"/> せんだい市民カード、印鑑登録証を持っていた	<input type="checkbox"/> 各自ではさみを入れて破棄	8 C
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証を持っていた	<input type="checkbox"/> 資格喪失 ★	9 A
<input type="checkbox"/> 世帯主	<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請 ★	9 B
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方がある	<input type="checkbox"/> 世帯主の変更	9 C
<input type="checkbox"/> 離婚し、家族を扶養していた		
<input type="checkbox"/> していた		
<input type="checkbox"/> 支払っていた ※対象となる場合は通知をお送りします	<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請 ★	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方から、他の方の国民健康保険料を振り替えて	<input type="checkbox"/> 世帯主の変更	
<input type="checkbox"/> 70歳未満の被保険者を持っていた		

参照ページ「8 A」  
↓  
8ページの「A 世帯主の変更」の手続きへ

【事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用する場合】

- ・★マークの手続きは、原則、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了します。
- ・その他の手続きについても、氏名や住所等を印字した申請書のご用意や、番号札の事前取得、担当部署へのご案内などを行います。

国民健康保険  
主な分類ごとにチェックリストを掲載

### ② 必要な持ち物や窓口を確認して手続き

①でチェックした参照ページから、手続きに必要な持ち物や窓口などを確認して手続きをしましょう。

「詳しくはお問い合わせください」と記載のあるものは、亡くなられた方や手続きされる方の状況により必要なものが異なりますので、あらかじめお電話等で担当窓口を確認をお願いします。

※各区役所・総合支所の代表電話番号は45ページをご覧ください。

5. 区役所・総合支所での手続き

世帯主変更 住民基本台帳カード 印鑑登録証

住民票関係

A 世帯主の変更

亡くなられた方が世帯主であった場合に、世帯主を変更する手続きです。  
なお、亡くなられた方と同じ世帯の方がお一人の場合は、自動的にその方が世帯主となるため、手続きは不要です。

お持ちいただくもの

本人確認書類

お持ちいただくもの

本人確認書類

手続きできる人

同一世帯員

手続きの期限 (亡くなられてから)

14日以内

手続き窓口

各区役所・………戸籍住民課  
宮城・秋保総合支所………税務住民課

手続きできる人

同一世帯員

手続きの期限 (亡くなられてから)

14日以内

手続き窓口※

各区役所・………戸籍  
宮城・秋保総合支所………税務

※注意：手続きを行う窓口は、亡くなられた方が住民登録をされていた区の区役所 (総合支所の区域内の場合は総合支所) の窓口です。

手続きにあたっては  
3ページ 基本の持ち物・注意事項  
についても確認をしましょう。

ハンドブックについて

区役所・総合支所での手続き一覧 (チェックリスト)

区役所・総合支所での手続き

区役所・総合支所以外での主な手続き

法定相続情報証明制度について

不動産を相続された方へ

委任状に関するご案内

よくあるご質問

お問い合わせ先

主な相談窓口一覧

# 1. ご遺族サポートハンドブックについて

## (2) 区役所・総合支所以外での主な手続き

36～38ページには、区役所・総合支所以外での主な手続きを掲載しています。  
 ご遺族サポート窓口を利用する場合も、区役所・総合支所以外での手続きについては、別途各機関で行っていただく必要があります。  
 事前に、各問い合わせ先へ必要な持ち物など詳しい内容を確認した上で、手続きを行いましょ。

6. 区役所・総合支所以外での主な手続き			
戸籍簿本・住民票の写し・税などの証明書が必要になる場合があります。必ず各機関にお問い合わせください。 なお、証明書の原本は返却される場合もありますので、その点も確認いただくことで証明書の取得枚数を減らすことができます。			
	主な手続き	窓口	お問い合わせ先
健康保険	(国民健康保険・後期高齢者医療制度) 高額療養費の支給申請 ※ 支給対象となる場合は、診療を受けた月の3か月後以降に通知をお送りします。通知が届きましたら、期限内（診療月の末日から2年以内）に手続きを行ってください。	仙台市保険年金課 保険係分室	022-374-6672
	(国民健康保険以外の) 健康保険に関する手続き	各勤務先	
厚生年金	未支給年金、遺族厚生年金の請求	年金事務所 年金相談センター	【ねんきんダイヤル】0570-05-1165 【仙台東年金事務所】022-257-6111 ※宮城野区 【仙台南年金事務所】022-246-5111 ※若林区、太白区 【仙台北年金事務所】022-224-0891 ※青葉区、泉区

**年金事務所 年金相談センター**

【ねんきんダイヤル】0570-05-1165  
 【仙台東年金事務所】022-257-6111 ※宮城野区  
 【仙台南年金事務所】022-246-5111 ※若林区、太白区  
 【仙台北年金事務所】022-224-0891 ※青葉区、泉区

**厚生年金**

分類、キーワードごとに掲載

主な手続きのほか、窓口やお問い合わせ先を掲載  
 ※注意：お問い合わせ先は令和6年4月時点のものです。

## (3) その他の掲載情報

39ページ  
 法定相続情報証明制度、  
 不動産の相続登記について

40～41ページ  
 委任状の書き方や参考様式を掲載

**7. 法定相続情報証明制度について**

法定相続情報証明制度

●登記簿（法務局）に戸籍簿本等と相続関係を一致した原（法定相続情報一覧表）を提出すると、その一覧表に照合された原が原簿に交付されます。  
 ●法定相続情報一覧表の写しを利用すると、各種相続手続きや遺産分割等の書類作成も迅速な手続きが可能です。

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました！  
 ●令和6年4月1日から、相続による不動産の取得をもって3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられました。正当な理由なく申請しない場合は、10万円以下の過料科される場合があります。

**9. 委任状に関するご案内**

委任状の書き方や参考様式を掲載

様式は切り取って使用できます

委任状

代理人（頼まれて窓口に来られる方）  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 昭和 大正 平成 令和 年 月 日  
 私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。  
 委任事項： \_\_\_\_\_  
 対象者： \_\_\_\_\_  
 委任者（頼む方） 令和 年 月 日  
 住所 \_\_\_\_\_

42～44ページ  
 よくある質問とその答え

45～46ページ  
 お問い合わせ先、主な相談窓口一覧

**10. よくあるご質問**

死亡に関する手続きについて、窓口や電話でよくある質問と回答をまとめました。

01. 戸籍の死亡届提出のしかたについて教えてください。

02. 死亡届を提出しているのに、区役所での手続きができていないのですが？

03. 任意で死亡届を提出したにもかかわらず、区役所から連絡が来ないのですが？

**11. お問い合わせ先**

仙台市総合コールセンター「社」のおしえてコール

022-398-4894 FAX 022-398-5070

各区役所・総合支所

区役所/総合支所	所在地	代表電話番号
青葉区役所	青葉区上町一丁目5-1	022-225-7211
宮城野支所	宮城野区下妻字御前堂5-4	022-292-2111
若林区支所	若林区上町二丁目12-35	022-291-2111
若林区支所	若林区赤松町3-1	022-282-1111
太白区支所	太白区東町三丁目1-45	022-247-1111
若林区支所	若林区保原町5丁目1-45	022-299-2111
泉区支所	泉区中央二丁目1-1	022-372-3111

**12. 主な相談窓口一覧**

相談内容	相談先	電話番号	受付時間
相続関係	仙台市総合コールセンター「社」	022-398-4894	9時00分～18時00分
遺言執行	仙台市総合コールセンター「社」	022-398-4894	9時00分～18時00分
遺言執行	仙台市総合コールセンター「社」	022-398-4894	9時00分～18時00分
遺言執行	仙台市総合コールセンター「社」	022-398-4894	9時00分～18時00分